

2011年12月23日
みずほコーポレート銀行(中国)有限公司
中国アドバイザー一部

—国家外貨管理局公告関連—

みずほ中国 ビジネス・エクスプレス
(第208号)

国家外貨管理局、国外投資家の 外貨購入・対外支払、再投資に係る手続を簡素化 ～クロスボーダー人民元建て直接投資における外貨登記を明確化～

平素より格別のご高配を賜りまして誠にありがとうございます。

国家外貨管理局は2011年11月23日付で、『直接投資外貨管理をさらに簡素化することに関する問題についての通達』(匯資函[2011]20号、以下、『20号通達』という)を公布しました。『20号通達』では、クロスボーダー人民元建て直接投資を実施する場合に、外貨管理局において外貨登記手続を行うように再度、明確化。また、外商投資企業の外国側投資家による外貨購入・対外支払に係る手続や、中国国内の合法的所得を利用した増資・直接投資に係る手続につき、従来の認可(中国語の「核准」)手続から、変更登記に実施可能であると規定するなど、国外投資家による人民元所得を利用した再投資手続に対して利便化を図っています。

『20号通達』の概要につきましては、以下をご参照ください。

□ クロスボーダー人民元建て直接投資に係る外貨登記、出資払込検査の手続

『20号通達』第1条では「クロスボーダー人民元建て直接投資により設立する外商投資企業は、登録地の外貨管理局において登記手続を行わなければならない」と規定。クロスボーダー人民元建て直接投資を実施する場合、外貨建て直接投資と同様、外貨管理局での登記手続を義務付けたほか、クロスボーダー人民元建て直接投資における出資払込検査手続に関する手続の明確化を図っています。

クロスボーダー人民元建て直接投資に係る外貨管理局での手続については、今年4月に国家外貨管理局が公布した『クロスボーダー人民元建て資本項目業務オペレーションの規範化に関する問題についての通達』(匯綜発[2011]38号、以下、『38号通達』という)においても外貨登記手続を行うように言及しており¹、『20号通

¹ 『38号通達』の詳細につきましては、『みずほ中国 ビジネス・エクスプレス』第165号をご参照ください。以下のURLよりダウンロードが可能となっております⇒ http://www.mizuhocbk.com/china/jp/fin_info/pdf/BusinessExpressNo.165.pdf

達』の施行により、クロスボーダー人民元建て直接投資における外貨登記手続の必要性について、再度、明確に規定されたことになります。

『38号通達』

2. クロスボーダー人民元建て外商直接投資に係る業務オペレーション

(1) 外商投資企業の登記および変更登記

国外投資家がクロスボーダーで人民元の形式により(国外の人民元資金および非居住者国内人民元口座資金を含む、以下同)出資義務を履行する、もしくは国内居住者に持分譲渡の対価代金を支払う場合、目的企業は人民元による出資もしくは持分譲渡の対価代金の支払であることを明記した商務主管部門の認可文書等の資料を持参して、所在地の外貨管理局で相応する外商投資企業の登記もしくは変更登記を行わなければならない。その他のオペレーションは現行の外資に係る外貨管理関連規定に基づき手続を行う。

クロスボーダー人民元建て直接投資に関しては、今年10月、商務部が『クロスボーダー人民元建て直接投資に関する問題についての通達』(商資函[2011]889号、以下、『889号通達』という)を公布し、商務主管部門での申請手続などについて規定(詳細は図表1参照)。また同時に中国人民銀行も『外商直接投資に係る人民元建て決済業務管理弁法』(中国人民銀行公告[2011]第23号、以下、『23号公告』という)を公布し、クロスボーダー人民元建て直接投資時に中国人民銀行での登記手続を義務付けるなど、人民元建て資本取引に関する実務面での明確化が図られました²(詳細は図表2参照)。

【図表1】『889号通達』におけるクロスボーダー人民元建て直接投資に係るポイント

- **利用可能な人民元⇒外国投資家が合法的に取得した国外の人民元**
 - ✓ 外国投資家が人民元建てクロスボーダー貿易決済により取得した人民元。
 - ✓ 中国国内から法に基づき取得し、かつ国外に払い出した人民元利益および持分譲渡、減資、清算、投資先行回収により取得した人民元。
 - ✓ 国外での人民元建て債券・株式の発行などの方式により取得した人民元など。
- **申請必要書類⇒外貨建て直接投資に必要な書類のほか、以下の書類の提出を義務付け**
 - ✓ 人民元資金の出所に係る説明書または証明文書
 - ✓ 資金使途に係る説明書
 - ✓ 『クロスボーダー人民元建て直接投資状況表』
- **商務主管部門における審査⇒原則、外貨建て直接投資と同様。ただし以下の状況に該当する場合は商務部の審査が必要**
 - ✓ 人民元出資金額が3億人民元以上の場合
 - ✓ 融資保証、ファイナンスリース、小口貸付、競売などの業種
 - ✓ 外商投資性公司、外商投資ベンチャー投資または持分投資企業
 - ✓ セメント、鉄鋼、電解アルミ、造船などの国のマクロコントロールに関係する業種
- **人民元資金の使途に係る規制⇒以下の使途は禁止**
 - ✓ 中国国内における直接的または間接的な有価証券および金融派生商品への投資(中国上場会社に対する戦略投資は含まない)
 - ✓ 委託貸付

² 『889号通達』および『23号公告』の詳細につきましては、『みずほ中国 ビジネス・エクスプレス』第192号をご参照ください。以下のURLよりダウンロード可能となっております⇒ http://www.mizuhocbk.com/china/jp/fin_info/pdf/BusinessExpressNo.192.pdf

【図表2】『23号公告』におけるクロスボーダー人民元建て直接投資に係るポイント**□ 登記手続**

外商投資企業は営業許可証を取得してから10営業日以内に、登記地の中国人民銀行出先機関に対して以下の資料を提出し、企業情報登記に係る申請を実施、

- ✓ 外商投資企業批准証書のコピー（ただし外商投資パートナーシップ企業の場合は提出不要）
- ✓ 営業許可証副本、組織機構コード証

中国人民銀行出先機関は申請資料を受領してから10営業日以内に、企業情報登記手続を完了

□ 人民元建て資本金専用預金口座の開設

- ✓ 外商投資企業設立時に国外投資家が人民元建ての登録資本金または人民元建て出資金を払い込む場合、外商投資企業は「人民元建て資本金専用預金口座」を開設
- ✓ 国外投資家が人民元で国内企業を合併・買収して外商投資企業を設立する場合、合併・買収される国内企業の中国側出資者が「人民元建て合併・買収専用預金口座」を開設
- ✓ 国外投資家が人民元建てで国内の外商投資企業の中国側出資者に対して持分譲渡の対価代金を支払う場合、中国側出資者が「人民元建て持分譲渡専用預金口座」を開設

今月14日に香港で開催されたセミナーでの商務部高官による発表では、『889号通達』および『23号公告』が公布されて以降、クロスボーダー人民元建て直接投資に関して、これまで78件の申請があり、うち74件が審査を通過した言及。審査を通過した案件のうち、61件は地方商務主管部門による認可で、13件は投資額や一部業種に対する規制措置に基づき、商務部が認可した案件であったとのこと。また来年に入り、当局における実務の成熟や人民元の国際化推進に向けた政府方針に伴い、クロスボーダー人民元建て直接投資も本格化するのではないかと推測されています。

しかし今年10月以降、インフレ圧力の低下や欧州債務危機の影響などにより、中国政府は金融政策を「微調整」する方向に入り、さらに11月30日には約3年ぶりとなる預金準備率引き下げを実施しました。また今年9月の中国の外貨準備高が前月から約608億米ドル減少したほか、中国人民銀行の発表によると、11月末の金融機関の外貨買い入れポジションが前月比279億元減の25兆4,590億元と、10月に続き2ヶ月連続で減少。さらに今年11月の対中直接投資額（実行ベース）は前年同月比9.76%減の87億5,700万米ドルと、約2年4ヶ月ぶりに減少に転じるなど、国際経済の不透明さが強まる中、中国を取り巻く金融環境も複雑な様相を呈しており、金融当局は国内外の経済情勢にあわせて、流動的な政策をとる可能性が高くなっています。こうした状況下、クロスボーダー人民元建て決済につき、各関係当局が今後、どのような政策を打ち出すか、引き続きその動向に留意する必要があります。

□ 国外投資家の直接投資に係る外貨購入・対外支払に対する審査の取消

『通達』第2条では、国外投資家が持分譲渡、減資、清算、投資先行回収による人民元所得に係る外貨購入・対外支払手続を行う場合、従来は必要とされていた審査手続を取り消し、外貨管理局で変更登記手続を行った後、直接、銀行で外貨購入・対外支払に係る手続が可能であると規定しています。

ただし国家外貨管理局上海市分局によると、国外投資家の直接投資に係る外貨購入・対外支払に対する審査の取消は、システム上、まだ調整段階にあるとしているため、関連手続を行う場合は事前に銀行もしくは関連当局に、必要資料などについて確認する必要があります。

□ 国外投資家による国内の合法的人民币を使用した再投資手続の簡素化

『通達』第3条では、①外商投資企業が国外投資家に対して分配可能な資本積立金、利益積立金、未処分利益、企業の登記済対外債務などの合法的所得を利用した外商投資企業の増資、②国外投資家による持分譲渡、減資、清算などによって取得した人民币による国内直接投資、③国外投資家による国内投資により取得した人民币利益による国内直接投資、といった、従来は外商投資企業登記地の外貨管理局による認可が必要であった業務につき、今後は登記手続のみで可能であると規定し、関連手続の簡素化を図っています。

【図表3】 国外投資家による国内の合法的人民币を使用した再投資手続

業務内容	企業による申請手続
外商投資企業が国外投資家に対して分配可能な資本積立金、利益積立金、未処分利益、企業の登記済対外債務などの合法的所得を利用した外商投資企業の増資	直接、外商投資企業登録地の外貨管理局に対して変更登記および出資払込検査の照会確認に係る申請手続が可能。
国外投資家による持分譲渡、減資、清算、投資先行回収などによって取得した人民币による国内直接投資	国外投資家は所得拠出企業による変更登記手続後、直接、銀行で資金の振替手続が可能。投資先企業は所得拠出企業の変更情報および資金振替情報に基づき、登録地の外貨管理局に対して出資払込検査の照会確認に係る申請手続が可能。
国外投資家による国内投資により取得した人民币利益による国内直接投資	国外投資家は利益拠出企業登録地の外貨管理局に対して相応する利益による再投資に係る登記申請手続が可能。投資先企業は利益による再投資に係る登記情報に基づき、登録地の外貨管理局に対して出資払込検査の照会確認に係る申請手続が可能。

ただし『20号通達』では登記手続時に必要な書類などについて規定していないなど、不明確な点が残されているため、詳細については今後の当局による運用を注視していく必要があります。

また、国外投資家による人民币を利用した再投資・増資手続については、上述の中国人民銀行による『23号公告』第14条では、国外投資家が利益分配・清算・減資・持分譲渡・投資先行回収などにより取得した人民币を使用して、国内での再投資または登録資本の増加を行う場合、国外投資家に対して「人民币建て再投資専用預金口座」を開設するように要求しています。

『23号公告』

第14条 国外投資家が、人民币利益の分配、投資先行回収、清算、減資、持分譲渡等により取得した人民币資金を使用して、国内での再投資または登録資本の増加を行う場合、国外投資家は人民币資金を人民币建て再投資専用預金口座に預け入れ、本弁法に基づき、関連する決済業務を取り扱うことができる。銀行は国の承認または届出文書および納税証明を審査した後に、人民币資金の対外支払手続を行わなければならない。

さらに国家外貨管理局が2009年に公布した『サービス貿易等項目の対外支払における納税証明の提出をより一層明確にすることに関する問題についての通達』(匯発[2009]52号、以下、『52号通達』という)第5条では³、①外商投資企業の外国投資家が国内で取得した利益、および外商投資企業の外国投資家に属する資本準備金、利益剰余金、未処分利益等を利用した国内での増資もしくは再投資を行う場合、②外国投資家が投資先の外商投資企業から投資先行回収、清算、持分譲渡、減資等により取得した財産による国内での再投資などを行う場合につき、『サービス貿易、所得、経常移転および一部の資本項目に関わる対外支払納税証明』(以下、『納税証明』という)の手続を行うように規定しているなど、外国投資家による再投資に係る手続については、留意すべき事項が多くなっているため、実際に手続を行う場合は慎重に実務を進める必要があります。

『52号通達』

5. 国内機関が以下に掲げる国内外貨振替もしくは国内再投資、増資活動に関わる手続を行う場合、主管国税機関および地税機関に対して『納税証明』の申請手続を行い、併せて規定に基づき所在地の外貨管理局もしくは外貨指定銀行に対して主管国税機関および地税機関が発行、捺印した『納税証明』を提出しなければならない。
- (1) 外商投資企業の外国投資家による、それが国内で取得した利益、および外商投資企業の外国投資家に属する資本準備金、利益剰余金、未処分利益等を利用した国内での増資もしくは再投資。
 - (2) 外国投資家による、それがすでに投資した外商投資企業から投資先行回収、清算、持分譲渡、減資等により取得した財産による国内での再投資。
 - (3) 投資性外商投資企業の投資先企業による外貨での投資性外商投資企業に対する利益の振替。

上述のほか、『20号通達』ではクロスボーダー人民元建て直接投資によって設立された外商投資企業に対しても外商投資企業合同年度検査を義務付けるなど、『889号通達』や関連規定との整合性を図っています。

『20号通達』の詳細につきましては、以下にございます日本語訳(仮訳)、および8ページ以降にございます中国語原文をご参照ください。なお、関連手続に関しましては、当局の見解をさらに確認していく必要があります。今後、追加の関連情報を入手次第、随時ご案内させていただきます。

³ 『52号通達』の詳細につきましては、『みずほ中国 ビジネス・エクスプレス』第99号をご参照ください。

国家外貨管理局資本項目管理司

匯資函[2011]20号

『直接投資外貨管理をさらに簡素化することに関する問題についての通達』

国家外貨管理局各省・自治区・直轄市分局・外貨管理部、深セン・大連・青島・アモイ・寧波市分局資本項目管理处
(または関連処):

外商直接投資外貨業務の手續をさらに簡素化し、クロスボーダー人民元建て資本項目業務の展開の利便化を図るため、ここに関連する問題について以下のように通知する。

1. 直接投資におけるクロスボーダー人民元建て出資に係る出資払込検査の照会確認手續の簡素化。クロスボーダー人民元建て直接投資により設立する外商投資企業は、登録地の外貨管理局において登記手續を行わなければならない。銀行は国家外貨管理局直接投資外貨管理情報システム(以下、「直接投資システム」という)において相応する登記情報を検査した後、直接、会計士事務所に対して人民元建て出資に係る照会確認書を発行し、併せて当日、直接投資システムにおいて相応する資金流入および照会確認情報の届出手続を行わなければならない。
2. 直接投資に係る外貨購入・対外支払に対する審査の取消。国外投資家は変更登記手續を行った後、直接、銀行で持分譲渡、減資、清算、投資先行回収による所得の外貨購入・対外支払手續を行うことができる。銀行は直接投資システムにおいて企業の変更登記情報を検査した後、直接、企業のために外貨購入・対外支払手續を行い、併せて当日、直接投資システムにおいて相応する外貨購入・対外支払情報の届出手続を行わなければならない。
3. 国外投資家による国内の合法的人民元を使用した再投資手續の簡素化。
 - (1) 外商投資企業が国外投資家に対して分配可能な資本積立金、利益積立金、未処分利益、企業の登記済対外債務(利息を含むことができる)等の合法的所得を企業の登録資本に組み入れて増資を行う場合、直接、企業登録地の外貨管理局に対して変更登記および出資払込検査の照会確認に係る申請手續を行うことができる。
 - (2) 国外投資家が持分譲渡、減資、清算、投資先行回収によって取得した人民元を使用して国内直接投資を実施する場合、所得拠出企業が変更登記手續を行った後、直接、銀行で資金の振替手續を行うことができる。銀行は直接投資システムの相応する変更情報を検査した後、資金の振替手續を行い、併せて当日、

直接投資システムにおいて資金振替情報に係る届出手続を行わなければならない。投資先企業は所得
拠出企業の変更情報および資金振替情報に基づき、登録地の外貨管理局に対して出資払込検査の照
会確認に係る申請手続を行うことができる。

- (3) 国外投資家が国内投資により取得した人民元利益を使用して国内直接投資を実施する場合、利益拠出
企業登録地の外貨管理局に対して相応する利益による再投資に係る登記申請手続を行うことができ、投
資先企業は利益による再投資に係る登記情報に基づき、登録地の外貨管理局に対して出資払込検査の
照会確認に係る申請手続を行うことができる。

4. 外商投資企業の年度検査および関連する統計モニタリング業務のさらなる改善。クロスボーダー人民元建て直
接投資によって設立する外商投資企業は、『クロスボーダー人民元建て直接投資に関する問題についての通
達』(商資函[2011]889号)の要求に基づき、外商投資企業合同年度検査に参加しなければならない。各分局
(外貨管理部)は関連部門と共同で相応する年度検査業務を遂行し、かつ銀行に対して関連業務情報を報告す
るよう督促し、データの正確性および完全性を保証しなければならない。
5. 本通達は公布日より実施する。以前の規定と本通達とが一致しない場合、本通達を基準とする。本通達に定め
ていない事項については、『クロスボーダー人民元建て資本項目業務オペレーションの規範化に関する問題に
ついての国家外貨管理局の通達』(匯綜発[2011]38号)の関連規定に基づき取り扱うことができる。

各分局(外貨管理部)は本通達を受領した後、速やかに管轄内の中心市局、支局および銀行に転送しなければな
らない。執行中に問題があった場合、遅滞なく国家外貨管理局資本項目管理司に報告しなければならない。

国家外貨管理局資本項目管理司

2011年11月23日

【 解説・日本語仮訳 : みずほコーポレート銀行(中国)有限公司 中国アドバイザー一部 佐藤直昭 】

国家外汇管理局资本项目管理司

汇资函[2011]20号

《关于进一步简化直接投资外汇管理有关问题的通知》

国家外汇管理局各省、自治区、直辖市分局、外汇管理部，深圳、大连、青岛、厦门、宁波市分局资本项目管理处（或相关处）：

为进一步简化外商直接投资外汇业务办理手续，便利跨境资本项目人民币业务的开展，现将有关问题通知如下：

- 一、 简化直接投资项下跨境人民币出资的验资询证手续。以跨境人民币直接投资设立的外商投资企业应到注册地外汇局办理登记手续。银行在国家外汇管理局直接投资外汇管理信息系统（以下简称直接投资系统）中核验相应登记信息后，可直接向会计师事务所出具人民币出资询证函，并应于当日向直接投资系统备案相应资金流入及询证信息。
- 二、 取消直接投资项下的购付汇审核。境外投资者可在办理变更登记手续后，直接到银行申请办理转股、减资、清算、先行回收投资所得的对外购付汇手续。银行在核验直接投资系统中企业的变更登记信息后，可直接为企业办理购付汇手续，并应于当日向直接投资系统备案相应购付汇信息。
- 三、 简化境外投资者以境内合法人民币再投资手续。
 - （一） 外商投资企业可分配给境外投资者的资本公积金、盈余公积金、未分配利润、企业已登记外债（可含利息）等合法所得转增企业注册资本的，可直接向企业注册地外汇局申请办理变更登记及验资询证手续。
 - （二） 境外投资者以转股、减资、清算、先行回收投资所得人民币开展境内直接投资的，所得产生企业办理变更登记手续后，可直接到银行办理资金划转手续。银行应核验直接投资系统的相应变更信息后办理资金划转，并于当日向直接投资系统备案资金划转信息。被投资企业可凭所得产生企业变更信息以及资金划转信息向注册地外汇局申请办理验资询证手续。
 - （三） 境外投资者以境内投资所得人民币利润开展境内直接投资的，可向利润产生企业注册地外汇局申请办理相应利润再投资登记手续，被投资企业可凭利润再投资登记信息向注册地外汇局申请办理验资询证手续。

- 四. 进一步完善外商投资企业年检及相关的统计监测工作。以跨境人民币直接投资设立的外商投资企业应按照《关于跨境人民币直接投资有关问题的通知》（商资函[2011]第 889 号）的要求参加外商投资企业联合年检。各分局（外汇管理部）应会同有关部门做好相应的年检工作，并督促银行办理相关业务信息的反馈，保证数据的准确性和完整性。
- 五. 本通知自发布之日起实施。此前规定与本通知不一致的，以本通知为准。本通知未尽事宜，可按照《国家外汇管理局综合司关于规范跨境人民币资本项目业务操作有关问题的通知》（汇综发[2011]38 号）相关规定办理。

各分局（外汇管理部）收到本通知后，应尽快转发辖内中心支局、支局和银行。执行中如遇问题，请及时向国家外汇管理局资本项目管理司反馈。

国家外汇管理局资本项目管理司

二〇一一年十一月二十三日

【ご注意】

1. **法律上、会計上の助言:**本資料記載の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。
2. **秘密保持:**本資料記載の情報の貴社への開示は貴社の守秘義務を前提とするものです。当該情報については貴社内部の利用に限定され、その内容の第三者への開示は禁止されています。
3. **著作権:**本資料記載の情報の著作権は原則として弊行に帰属します。いかなる目的であれ本資料の一部または全部について無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。
4. **免責:**
 - (1) 本資料記載の情報は、弊行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。弊行は当該情報に起因して発生した損害については、その内容如何にかかわらずいっさい責任を負いません。また、本資料における分析は仮定に基づくものであり、その結果の確実性或いは完結性を表明するものではありません。
 - (2) 今後開示いただく情報、鑑定評価、格付機関の見解、制度・金融環境の変化等によっては、その過程やスキームを大幅に変更する必要がある可能性があり、その場合には本資料で分析した効果が得られない可能性がありますので、予めご了承下さい。また、本資料は貴社のリスクを網羅的に示唆するものではありません。
5. 本資料は金融資産の売買に関する助言、勧誘、推奨を行うものではありません。